

27 西審個議第 25 号
平成 27 年 11 月 13 日

西東京市教育委員会
教育長 前田 哲 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

西東京市立小学校通学路防犯カメラの設置について

平成 27 年 10 月 21 日付 27 西教教第 663 号の諮問に対し、別紙のとおり答申
します。

別紙

西東京市立小学校通学路防犯カメラの設置に
ついての答申

平成 27 年 11 月 13 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

教育委員会から、児童の安全確保の強化及び見守り活動の補完のため西東京市立小学校通学路に防犯カメラを設置することに伴う、防犯カメラにより撮影される録画映像の取扱いについて審議会の意見を聞きたい旨の諮問があった。

教育委員会が行う防犯カメラ設置及び運用については、平成17年3月9日付当審議会答申において、個人情報の保管等の禁止項目及びその例外（西東京市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第6条第2項）、個人情報の本人からの直接収集の例外及び本人通知の例外（条例第8条第2項及び第3項）並びに個人情報の目的外利用等の基準及び本人通知の例外（条例第10条第2項及び第3項）の取扱いについて認めるところであるが、近年の社会情勢の変化に鑑み、再度諮問があったものである。

第2 審議会の結論

審議会は、諮問のあった西東京市立小学校通学路への防犯カメラ設置に伴い、防犯カメラにより撮影される録画映像を本人以外のものから収集すること（条例第8条第2項第7号に該当すること。）を認める。

第3 審議会の判断理由

審議会は、西東京市立小学校通学路への防犯カメラ設置に係る個人情報の取扱いに関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報を本人以外のものから収集することについての公益上の必要性

近年、児童を取り巻く環境は大幅に変化しており、全国でも児童が巻き込まれる事件が後を立たない状況である。また、市民意識調査においても、「身近な生活環境について10年前と比較した現在の状況及び今後の生活にとって重要なこと」という調査項目の中で、「防犯・防災など生活安全対策」に市民の関心が高まってきていることが窺える。防犯カメラを設置することによって、児童の安全確保の強化、犯罪の抑止が期待され、防犯カメラ設置の有用性は十分に認められる。

以上のことから、教育委員会が西東京市立小学校の通学路に防犯カメラを設置し、個人情報を本人以外のものから収集することについて、公益上の必要性があると判断した。

2 個人情報の管理体制等

防犯カメラの設置に係る個人情報の管理について、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

(1) 映像データは、防犯カメラ内の電磁的記録媒体へ記録され、暗号化等

のセキュリティ対策を施される。

- (2) 映像データの保管期間はおよそ1週間とし、保管期間を経過した映像データは、電磁的記録媒体上で新たな映像データに上書き、消去される。
- (3) 防犯カメラに記録された映像データを閲覧できる者は、管理責任者が許可した実施機関の職員、又は防犯カメラの運用に関し外部へ委託する場合はその受託業者に限る。
- (4) 防犯カメラの設置場所は、電柱の高所等、盗難、破壊を被らない場所を確保する。
- (5) 教育委員会で保管している映像データは、管理責任者の許可を得て適切に廃棄をする。また、法令に基づいて警視庁へ提供した映像データは、東京都の個人情報保護条例に基づいて適切に廃棄される。

以上の説明から、審議会は、収集した個人情報について適切なセキュリティ対策が講じられ、個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

第4 附帯意見

電磁的記録媒体の交換等、防犯カメラの保守・点検を年1回業者に委託して行うことについては、保守・点検と偽り防犯カメラに録画されたデータを故意に抜き取り又は消去してしまう等、委託業者の不正な行為により情報が滅失又は漏えいする懸念がある。このため、保守・点検時に職員が作業に立会い、立会いを行った記録を残し、検証可能性を確保すべきと考える。

よって、本諮問については、防犯カメラの保守・点検時における委託先業者の管理を徹底することを附帯意見として申し添える。

第5 審議経過

審議会の開催日	内容
平成27年10月21日	諮問及び審議
平成27年11月13日	答申

以上